

会 則

平成25年12月14日 (設立)

ファンキー末吉支援者の会

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会の名称は「ファンキー末吉支援者の会」という。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を東京都八王子市打越町331番地2
川幡ビル102に置く。

(目 的)

第3条 この会は、ファンキー末吉の弁護および裁判費用を支援することを目的とする。

第2章 会 員

(入会および寄付金)

第4条 この会の会員は、当会に寄付金を送金し、ファンキー末吉支援者の会が開設する「振替口座」に着金した時点で自動的に会員となる。

(寄付金の金額)

第5条 寄付金は、1口金2,000円とし、上限口数は特に定めない。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員が死亡し、若しくは失そう宣告を受けたときには、その資格を喪失する。

(退 会)

第7条 会員は、本会の目的に対する賛同の意思を失ったとき、任意に退会することができる。

(寄付金の扱い)

第8条 会員によって、一度寄付された寄付金は、会員からの返還請求ならびに会員の資格の喪失や退会によって、返還されることは一切無い。

(寄付金の使い道)

第9条 寄付金は、ファンキー末吉の裁判費用および弁護士費用についてのみ使用され、使用の都度、ファンキー末吉に引き渡された金額の領収証を保管する。

第3章 役員

(種別及び定数)

第10条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 会計1名
- (4) 監事1名

(職務)

第11条 会長は、この会を代表し、その活動全般を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を掌握する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(任期等)

第12条 役員任期は、2年とし会長が指名する。ただし、再任を妨げない。

(報酬等)

第13条 役員は、一切の報酬および一切の必要経費も寄付金からは受け取らない。

第4章 会計

(会計の原則)

第14条 この会の会計は、寄付金者入金台帳を作成する。

第5章 会則の変更、解散

(会則の変更)

第15条 この会が会則を変更しようとするときは、会長の認証を得なければならない。

(解散)

第16条 この会は、ファンキー末吉の裁判費用および弁護費用の支援が必要なくなったときに解散する。

(残余寄付金の帰属)

第17条 この会が解散したときに残存する寄付金は、ファンキー末吉に全て譲渡するものとする。

第6章 雑 則

(細 則)

第18条 この会則の施行について必要な細則は、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、この会の成立の日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、次のとおりとする。

| | |
|-----|-------|
| 会 長 | 河崎 覚 |
| 副会長 | 佐川 竜一 |
| 会 計 | 岡本 知子 |
| 監 事 | 太宰 啓幸 |

- 3 この会の運営で得た寄付金者の個人情報、役員およびファンキー末吉にのみ開示し、第三者および寄付金者には開示しない。
- 4 この会の運営で得た寄付金の総額は、約一ヵ月毎にホームページにて公開する。
- 5 本会のホームページ URL は、<http://www.simplepile.jp/> とする。